

諮問実施機関：滋賀県教育委員会

諮問 日：平成 27 年 3 月 23 日（諮問第 104 号）

答申 日：平成 28 年 3 月 31 日（答申第 93 号）

内 容：「滋賀県下の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち別表に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成 26 年 12 月 2 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求 1 滋賀県下の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、てん末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成 25 年度までの保存分全て）

請求 2 教職員に係る係争中の争訟事件等の調査について（回答）のうち、体罰に係る懲戒処分等（文部科学省が行った調査に対する回答文書）（平成 25 年度までの保存分全て）

2 実施機関の決定

同年 12 月 17 日、実施機関は本件公開請求に対して、「児童生徒の氏名、生年月日、住所、診断書、家庭環境等の個人に関する情報」および「教職員の生年月日、住所、病名、てん末書の本文等、個人の人格や私生活と密接に関連する情報」は、条例第 6 条第 1 号に該当するとして非公開とし、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成 27 年 1 月 23 日、審査請求人は、本件処分のうち請求 1 に係る決定を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、滋賀県教育委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書および意見書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しまたは変更を求める。

2 審査請求の理由

（1）本件処分の違法性について

本件処分は、条例第 6 条第 1 号、関連する平成 18 年 12 月 22 日大阪高等裁判所判決および平成 23 年 2 月 2 日大阪高等裁判所判決等に照らし、個人の識別可能性のないもの、または個人の権利利益を害するおそれのない違法な非公開部分を含むものである。

具体的には、生徒を示す記号に過ぎないと思われる部分、生徒個人が障害児学級に属していることを示す情報と思われる部分、被害者自身の見解や被害者の保護者の見解、体罰のけがの内容、体罰が加えられた時の被害児童生徒の行状、教員・校長等に対する叱責・注意等に過ぎないと思われる部分などが例示できるが、同種の部分は全てにわたって違法である。

（2）非公開情報該当性について

ア 条例第 6 条第 1 号前段該当性について

条例第 6 条第 1 号前段該当性については、児童生徒の識別可能性につき、司法判断を踏まえつつ厳格に判断されるべきである。すなわち「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、特定の個人を識別することが、相当程度の蓋然性をもってできる場合のみをいい、特定の個人を識別することができる可能性があるというにすぎない場合を除くものであると解される（平成 18 年（行コ）第 26 号）。

そして、上記の「他の情報」とは、「一般人が通常入手し得る関連情報」との考え方が示されており（平成 3 年（行ツ）第 18 号）、「学校関係者」などといった特別な立場にある者を基準とすることは認められていない。また、この場合の関連情報とは、広く刊行されている新聞、雑誌、書籍や図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報等をいい、特別の調査をすれば入手し得るかもしれない情報については、「他の情報」に含まれない。また、上記関連情報と比較的容易に関連付けることができる場合でなければならぬから、特殊な知識の持ち主が、熱意を持って長時間かけて上記関連情報と関連付

けて検討を加えない限り特定の個人を識別することができない場合には、条例の「特定の個人を識別することができる」ことにはあたらない。

このように裁判所が判断しているのは、他の情報との照合を認めるいわゆるモザイクアプローチについては、これを広く採用すると、本来公開すべき情報を非公開情報として扱うことになりかねないためである。本判決は、条例が前提とするのは、一般人が通常入手し得る関連情報と照合することによる方法であり、この方法によって特定の個人を識別することが相当の蓋然性をもってできる場合のみをいうとして、いわゆるモザイクアプローチによる識別可能性を相当程度限定している。

理由説明書の非公開理由は、このような最高裁以下の司法の一貫した判断と齟齬するものである。なぜならば、その中にはこのような手法によれば、児童生徒の特定に至らないものが多く含まれているように思えるからである。特に、児童生徒の名簿等が入手できない一般人の立場からは、児童生徒の特定は困難なはずである。

イ 条例第6条第1号後段該当性について

条例第6条第1号後段にいう「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人のカルテや未発表の著作物、反省文やてん末書といった、それとして「個人の権利利益を害するおそれ」が具体的、現実的、一般的に認められ得るものに限られなければならない。このように制限的に解されるべきなのは、本段には、それを広く解釈・運用することによって、個人識別できない多くの情報を非公開とすることに道を開く濫用可能性が存するからであり、そのような事態は避けなければならないからである。

理由説明書においては、かなりこの後段を広く用いて非公開を正当化している節があり、情報公開制度の運用において、このような事態を許すことは極めて危険なことと言わざるを得ない。

(3) 有意な情報が含まれていない文書の公開について

本件処分においては、完全に黒塗りで何ら有意な情報が含まれていない文書が大量に含まれているが、これらについても、審査請求人は、複写料とその重量に相当する送料を負担させられている。

情報公開制度の趣旨に反し、公開請求者に無意味な負担を強いるこのような不当な行政処分は正されるべきであるし、今後なされることのないよう一定の措置がとられるべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 43 条に基づき市町教育委員会教育長から県教育委員会に、また、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則第 31 条および滋賀県立学校職員服務規程第 18 条に基づき県立学校長から県教育委員会に提出された滋賀県下の公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における平成 25 年度までの体罰に係る事故報告書である。

3 非公開理由について

(1) 非公開情報該当性について

事故報告書に記載されている加害教職員の住所ならびに被害児童生徒の氏名、住所、在籍する学級の情報および部活動での役職・ポジション等は、学校名や部活動名が公開されることで、特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第 6 条第 1 号前段に該当するものとして非公開とした。

また、被害児童生徒や加害教職員の生年月日、診断書の内容や障害の程度、生徒の指導歴、保護者・児童生徒の見解・意向、家庭の様子、児童生徒の様子、病名およびてん末書の本文等の個人に関する情報は、個人の人格や私生活と密接に関連するものであり、たとえ特定の個人を識別することはできなくても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 6 条第 1 号後段に該当するものとして非公開とした。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人が違法と主張する非公開部分には、個人の血縁関係や部活動での役職・ポジション、学級名など、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるものが含まれている。

照合の対象とすべき他の情報の範囲については、当該個人情報 の性質や内容などに応じて、個別に判断することが必要であり、当該個人の関係者であれば入手可能であると考えられる情報も含めて判断を行ったものである。

また、同非公開部分には、医師の診断内容、被害生徒の進路希望、指導歴、心身の状況、障害の状況、加害教職員の反省なども記載されており、こうした情報については、個人識別性がある部分を除いても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと判断した。

なお、全面が黒塗りとなっている文書について写しを交付したことは、実施機関における事務手続の不手際であり、審査請求人に対してお詫びし複写料の返金を行った。

第 5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、県内の公立小学校、中学校、高等学校および特別支援学校で発生した70件の教職員による体罰について、それぞれ市町教育委員会教育長または校長から実施機関に提出された「教職員の事故について（報告）」等の件名の報告文書および添付資料（以下「報告書」という。）ならびに加害教職員および校長等が作成した「てん末書」という件名の報告文書および添付資料（以下「てん末書」という。）であり、添付資料には体罰発生時の状況図や学校平面図などが認められる。

実施機関は、条例第6条第1号に該当することを理由に、報告書の一部ならびに「てん末書」という件名の報告文書の作成者名、あて名、日付、件名以外の部分および添付資料の一部を非公開としているものであるが、審査請求人はそれらの公開を求めていることから、以下、当該部分の非公開情報該当性を検討する。

3 非公開情報該当性について

（1）条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書アにおいては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報は、非公開情報から除外することとしている。また、県の諸活動を県民等に説明する責務を全うするため、本号ただし書ウにおいては、公務員等の職および職務遂行の内容に係る部分については、非公開情報から除外することとしている。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 報告書

(ア) 被害児童生徒の氏名、住所、生年月日、写真および保護者の氏名ならびに加害教職員の住所および生年月日等の情報

被害児童生徒の氏名、住所、生年月日、写真および保護者の氏名ならびに加害教職員の住所および生年月日等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第6条第1号前段に該当するものであると認められる。

(イ) 被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等に関する情報、クラス名に関する情報ならびに血縁関係に関する情報

諮問実施機関は、被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等に関する情報、クラス名に関する情報ならびに血縁関係に関する情報は、これを公にすると、被害児童生徒の関係者であれば、他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができる」と主張しているが、審査請求人は、条例第6条第1号に規定された「他の情報」とは、「一般人が通常入手し得る関連情報」であって、学校関係者などといった特別な立場にある者を基準とすべきでない」と主張しているところである。

確かに、条例第6条第1号に規定する「他の情報」とは、原則として、公知の情報、図書館等公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報等であると解される。

しかしながら、個人のプライバシーに密接に関わる事案の場合など、一般人を基準に判断しては、個人の権利利益が十分保護されないことがあり、こうした場合については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、当該個人の関係者であれば入手可能であると考えられる情報についても「他の情報」に含めるものと解するのが相当である。

本件対象公文書は、特定の児童生徒が体罰を受けたという事実にとまらず、被害児童生徒の生活状況や事件当時の言動など様々な情報が記載されているものであり、こうした情報の内容を考慮すれば、学校関係者といった特定の者であれば被害児童生徒を識別できるという場合においても、被害児童生徒の権利利益を害することがないよう特段の配慮を要すべきものであると言える。

そして、本件処分においては、加害教職員の氏名や学校名、部活動名等がすでに公

にされているところであり、こうした状況の下で、被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等に関する情報、クラス名に関する情報ならびに血縁関係に関する情報を公にすれば、すでに公にされている他の情報と照合することにより、当該被害児童生徒に関わる学校関係者等において、容易に特定の児童生徒を識別することができるものと判断される。

したがって、被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等に関する情報、クラス名に関する情報ならびに血縁関係に関する情報は、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるものであり、条例第6条第1号前段に該当するものであると認められる。

(ウ) 加害教職員および校長に対する懲戒処分、監督上の措置ならびに校長による加害教職員への指導に関する情報

当審査会が対象公文書を見分したところ、諮問実施機関または市町教育委員会による加害教職員および校長に対する懲戒処分や監督上の措置（以下「懲戒処分等」という。）ならびに校長による加害教職員への指導の内容が記載された部分が非公開とされていることが認められる。

本件処分においては、加害教職員および校長の氏名がすでに公にされており、当該加害教職員および校長に対して行われた懲戒処分等の情報は、教職員の職務に関連する情報ではあるものの、公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させるものであり、私事に関する情報であると言える。

一方、校長による加害教職員への指導については、報告書によっては同種の情報が公開されているほか、その内容は、体罰を行った加害教職員に対して当然に行われ得るもので、個人の評価を低下させるものとまでは言えないことから、職務遂行の内容に係るものであると判断される。

したがって、加害教職員および校長に対する懲戒処分等の情報は、条例第6条第1号前段に該当するものであるが、別表に掲げるその余の情報については同号前段に該当するものとは認められない。

なお、諮問実施機関は、これらの情報は条例第6条第1号後段に該当すると主張しているが、本件処分においては、すでに加害教職員および校長の氏名が公にされているものであり、同号後段該当との主張は失当である。

(エ) 被害児童生徒に関する情報

諮問実施機関は、被害児童生徒の体罰によるけがの内容、指導歴、障害の程度、家庭等での様子、保護者の見解や意向など、被害児童生徒に関する情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると主張している。

当審査会が対象公文書を見分したところ、非公開部分には、被害児童生徒の親子関

係や家庭環境等に関する情報、病気や障害の内容に関する情報、過去の非行等に関する情報および成績等の詳細に関する情報が記載された部分が認められるところである。

こうした情報については、いわゆる個人のプライバシーに関する情報であり、社会通念上、一般的に他人に知られたくないものであって、保護の必要性が高い情報であると言わざるを得ず、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと判断される。

一方、体罰が発生した際の状況や背景、体罰によるけがの内容および保護者の発言に関する情報など様々な情報についても非公開とされていることが認められるが、当審査会が見分したところ、これらの情報は、体罰事件に係る事実の一部を示したに過ぎないものや、報告書によっては同種の情報が公開されているものなどであって、特定の個人を識別することができない場合において、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められないものである。

審査請求人も主張しているところであるが、こうした情報を広範にわたり非公開情報とすることにより、体罰事件の原因や結果といった、本来明らかにされるべき重要な情報が公にされないおそれがあり、条例第6条第1号後段の適用にあたっては、情報公開制度の趣旨を損なうことがないよう慎重を要するものと言える。

したがって、被害児童生徒の親子関係や家庭環境等に関する情報、病気や障害の内容に関する情報、過去の非行等に関する情報および成績等の詳細に関する情報は、条例第6条第1号後段に該当するものであるが、別表に掲げるその余の情報については、同号後段に該当するものとは認められない。

(オ) 加害教職員等に関する情報

当審査会が対象公文書を見分したところ、加害教職員の病気、障害の内容および性状に関する情報、反省等の心情ならびに加害教職員に係る刑事手続等に関する情報が非公開とされていることが認められたところである。

こうした情報については、個人の内心を表現したものや個人としての評価に関わるものなどであって、加害教職員の私事に関する情報であると言え、職務遂行の内容に係るものとは認められない。

一方、加害教職員および校長の勤務状況に関する情報や発言の内容等についても非公開とされていることが認められるが、こうした情報は、体罰事件に係る事実の一部と言うべきものや報告書によっては同種の情報が公開されているものである。

したがって、加害教職員の病気、障害の内容および性状に関する情報、反省等の心情ならびに加害教職員に係る刑事手続等に関する情報は、条例第6条第1号前段に該当するものであると認められるが、別表に掲げるその余の情報は、同号前段に該当するものとは認められない。

なお、諮問実施機関は、これらの情報は条例第6条第1号後段に該当すると主張し

ているものであるが、本件処分においては、すでに加害教職員および校長の氏名が公にされているものであり、同号後段該当との主張は失当である。

イ てん末書

一般に、てん末書は、事件等が発生した際に、担当者が、事件等の発生から終結までの経過などについて報告を行うために作成する文書であると解され、その公開、非公開にあたっては、記載されている情報の内容によって、個別に検討を要すべきものであると言える。そして、本件においても、てん末書は、加害教職員、校長および教頭等が、職務遂行の内容たる体罰について実施機関等に報告することを目的として、職務上作成したものであると認められる。

このことからすると、本件処分において、てん末書の一部に、加害教職員、校長および教頭等の反省等を表した記述が存在することをもって、直ちにてん末書の内容の全部を非公開としていることは妥当ではない。

当審査会が対象公文書を見分したところ、てん末書には、体罰が発生した日時や場所、発生状況やその後の経過といった事実関係を記載した部分と、加害教職員および校長等の反省等の心情を表した部分とが認められるところである。

このうち、事実関係を記載した部分については、体罰事件に関して実施機関等に報告された事実の一部を表したに過ぎないものであり、加害教職員、校長および教頭等の職務遂行の内容にあたるものであると言える。ただし、事実関係を記載した部分においても、「ア 報告書」において非公開情報に該当すると判断したものについては、同様に非公開とすることが妥当である。

また、加害教職員、校長および教頭等における反省等の心情を表した部分については、体罰事件を発生させたことに対する反省や後悔といった個人の内心を表現したものであって、教職員の職務に関連する情報ではあるものの、職務遂行の内容に係るものであるとは認められない。同様に、てん末書全体が反省文であると認められるものについても、職務遂行の内容に係る情報にはあたらないものと判断される。

したがって、加害教職員、校長および教頭等の反省等の心情を表した部分については、条例第6条第1号前段に該当するものと認められるが、別表に掲げるその余の部分は、同号前段に該当するものとは認められない。

なお、諮問実施機関は、てん末書の非公開部分は条例第6条第1号後段に該当すると主張しているが、本件処分においては、すでに加害教職員、校長および教頭等の氏名が公にされているものであり、同号後段該当との主張は失当である。

4 付言

本件処分においては、文書間における不整合など適切を欠くと思われる公開部分、非公開部分が散見されたほか、決定通知書における記載をはじめ、非公開部分および非公開理由に

係る説明が粗雑であったものと指摘せざるを得ない。

理由付記の制度は、条例第 10 条第 3 項により、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保して、その恣意的な判断を抑制するとともに、公開請求者の不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、公開をしない部分および当該部分を公開しない理由については、その内容を十分に精査した上で、正確に記載されなければならない。

また、審査請求人も主張しているところであるが、全部を非公開とした文書について、不必要な写しを公開請求者に交付したことは、公文書公開のあり様として不適切なものである。

実施機関においては、今後、このようなことがないよう条例の趣旨を十分に理解した上で、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

5 結論

以上のことから、本件対象公文書の非公開部分のうち別表の「公開すべき部分」欄に記載した部分は、条例第 6 条第 1 号に該当しないものであるが、その余の部分は、同号に該当するものと認められる。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第 6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成27年 3 月 23 日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成27年 4 月 27 日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年 5 月 14 日	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成27年12月 1 日 (第241回審査会)	・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年 1 月 18 日 (第242回審査会)	・ 諮問実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年 2 月 15 日 (第243回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成28年 3 月 24 日 (第244回審査会)	・ 答申案の審議を行った。

別表

小学校・中学校

文書の名称・内容等		頁	公開すべき部分（頁・行等）
文書 1	平成 23 年 6 月 17 日付け報告書関係（大津市立志賀中学校）	報告書	1～7 被害児童生徒に関する情報 6 頁 3～4 行目
		てん末書（加害教職員）	8～12 「5. 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・学級名・その他クラス名に関する情報（「3. 事故の程度および状況」5 行目、「4. 事故の処置」4 行目・14 行目・19 行目、10 頁 30 行目）、市職員等の個人の氏名」以外の部分
		てん末書（校長）	13～14 本文の 1～2 行目
		てん末書（教頭）	15～16 本文の 1～2 行目
		てん末書（前校長）	17～21 「6. 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・血縁関係・学級名・その他クラス名に関する情報（18 頁 10～11 行目・19 行目・22 行目・27 行目、19 頁 4 行目・15 行目）、加害教職員の住所」以外の部分
文書 2	平成 23 年 10 月 26 日付け報告書関係（大津市立晴嵐小学校）	てん末書（加害教職員）	27～34 「7. 事故を起こして」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・生年月日・写真・保護者の氏名」以外の部分
文書 3	平成 24 年 10 月 2 日付け報告書関係（東近江市立五個荘中学校）	報告書	35～40 校長による加害教職員への指導 35 頁「2. 事故後の対応」7 行目
		てん末書（加害教職員）	41～43 「6 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・保護者の氏名、加害教職員の反省等の心情（42 頁 7 行目・12 行目 28 字目～15 行目・26～29 行目）」以外の部分
文書 4	平成 25 年 2 月 9 日付け報告書関係（長浜市立南中学校）	てん末書（加害教職員）	48～50 「5. 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・クラス名・部活動における役職およびポジション等」以外の部分
		てん末書（校長）	51～53 「3. 事故後の反省」以外の部分
文書 5	平成 23 年 2 月 15 日付け報告書関係（彦根市立東中学校）	てん末書（校長）	59～60 「6 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・部活動における役職およびポジション等、加害教職員の生年月日」以外の部分
		てん末書（加害教職員）	61～63 「6 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・部活動における役職およびポジション等」以外の部分
文書 6	平成 25 年 1 月 25 日付け報告書関係（守山市立守山南中学校）	てん末書（加害教職員）	75～76 「6 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・保護者の氏名、加害教職員の反省等の心情（76 頁 11～13 行目）」以外の部分
文書 7	平成 25 年 2 月 12 日付け報告書関係（草津市立老上中学校）	報告書	77～80 校長による加害教職員への指導 78 頁 12 行目 31～34 字目
		てん末書（加害教職員）	81～83 「6. 体罰についての反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所」以外の部分
文書 8	平成 25 年 2 月 12 日付け報告書関係（草津市立草津小学校）	報告書	84～89 校長による加害教職員への指導 85 頁 3 行目
		てん末書（加害教職員）	90～92 「7. 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所、加害教職員の反省等の心情（91 頁 16～18 行目）」以外の部分
文書 9	平成 25 年 2 月 1 日付け報告書関係（栗東市立栗東中学校）	てん末書（加害教職員）	97 「3. 反省」以外の部分
文書 10	平成 25 年 2 月 19 日付け報告書関係（守山市立明富中学校）	てん末書（加害教職員）	100 「7 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・生年月日・保護者の氏名」以外の部分
文書 11	平成 25 年 2 月 19 日付け報告書関係（守山市立明富中学校）	てん末書（加害教職員）	103 「7 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・生年月日・保護者の氏名」以外の部分
文書 12	平成 25 年 1 月 25 日付け報告書関係（守山市立立入が丘小学校）	てん末書（加害教職員）	107～108 「5. 今回の反省」以外の部分
文書 13	平成 25 年 2 月 19 日付け報告書関係（守山市立河西小学校）	てん末書（加害教職員）	112～113 「7. 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・保護者の氏名」以外の部分
文書 14	平成 25 年 2 月 19 日付け報告書関係（守山市立河西小学校）	てん末書（加害教職員）	117～119 「7. 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・過去の非行等（「5. 事故の状況」1～2 行目）・保護者の氏名」以外の部分
文書 16	平成 25 年 5 月 10 日付け報告書関係（東近江市能登川中学校）	てん末書（加害教職員）	133～134 「7. 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・生年月日・保護者の氏名」以外の部分
		てん末書（校長）	135～137 「7. 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・生年月日・保護者の氏名」以外の部分

文書 17	平成 25 年 6 月 3 日付 け報告書関係（愛荘町 立愛知川東小学校）	てん末書（校長）	143～144	「7 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所、加害教職員の生年月日」以外の部分
		てん末書（加害教職員）	145～146	「7. 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所」以外の部分
文書 18	平成 25 年 6 月 26 日付 け報告書関係（彦根市 立中央中学校）	てん末書（校長）	151～152	「7. 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所、加害教職員の生年月日」以外の部分
		てん末書（加害教職員）	153～155	「6. 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
文書 19	平成 25 年 7 月 17 日付 け報告書関係（草津市 立老上中学校）	報告書	156～160	被害児童生徒に関する情報 159 頁「8. 反省」2 行目・3～4 行目
		てん末書（加害教職員）	161～162	「6 体罰についての反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所」以外の部分
		てん末書（校長）	163～164	「2. 反省」以外の部分
文書 20	平成 25 年 12 月 11 日付 け報告書関係（甲賀市 立信楽中学校）	てん末書（校長）	176～178	「3 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
		てん末書（加害教職員）	179～182	「4 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名、加害教職員の反省等の心情（「3 事故後の処置」10～12 行目）」以外の部分
文書 21	平成 26 年 1 月 8 日付 け報告書関係（野洲市 立中主小学校）	報告書	184～195	被害児童生徒に関する情報 185 頁 8 行目 189 頁 16～18 行目 191 頁 4～5 行目
		てん末書（加害教職員）	196～199	「6. 事故後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
		てん末書（校長）	200～202	「5 本件に係る校長としての反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
文書 22	平成 25 年 10 月 4 日付 け報告書関係（野洲市 立中主中学校）	報告書	206～214	加害教職員等に関する情報 211 頁 23～24 行目
		てん末書（加害教職員）	215～216	「6. 不祥事後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
		てん末書（校長）	217～218	「2 本件に係る校長としての反省」以外の部分
文書 23	平成 26 年 1 月 23 日付 け報告書関係（長浜市 立木之本中学校）	報告書	223～237	被害児童生徒に関する情報 223 頁「1. 事故の概要」17～18 行目 224 頁 10～11 行目・26 行目 225 頁 10 行目・27 行目 226 頁 16 行目・21～22 行目 227 頁「5. 体罰事案の概要」15～16 行目 228 頁 1 行目 229 頁 3～5 行目・10～13 行目 231 頁 1～2 行目・3～4 行目・28 行目～29 行目 8 字目 232 頁 8～9 行目・24 行目 233 頁 33 行目 12～26 字目 234 頁 1 行目 23～31 字目・2 行目・7 行目・11 行目・12～13 行目・14～15 行目・22 行目 加害教職員等に関する情報 225 頁 40 行目～41 行目 11 字目 230 頁 11 行目・24 行目
		てん末書（校長）	238～243	「3. 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・障害等の心身の状況（「1. 事故の概要」5 行目、240 頁 2～3 行目）、加害教職員に係る刑事手続等に関する情報（「1. 事故の概要」15 行目、241 頁 3～4 行目・8～9 行目・12 行目・25～27 行目）」以外の部分
		てん末書（加害教職員）	244～252	「5. その後の経緯」、「6. 反省」および刑事手続等に係る添付資料を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・電話番号・保護者の氏名、加害教職員の反省等の心情（246 頁 10～11 行目）」以外の部分
文書 24	平成 26 年 3 月 4 日付 け報告書関係（米原市 立息長小学校）	てん末書（加害教職員）	256～259	「8 体罰発生後の反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
文書 25	平成 21 年 6 月 4 日付 け報告書関係（滋賀県 立能登川高等学校）	報告書	1～4	被害児童生徒に関する情報 1 頁「3. 事故発生前の状況、事故の状況および事故に対してとった処置」2 行目 加害教職員等に関する情報 3 頁「6. その他参考事項」4～5 行目
		てん末書（加害教職員）	5～6	「9. 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所」以外の部分

文書 26	平成 21 年 9 月 28 日付 け報告書関係（滋賀県 立大津清陵高等学校）	報告書	7～17	被害児童生徒に関する情報 7 頁「2 事件に関わる者」2 行目 12 頁「学校の対応」9 行目 14 頁「5 9 月 15 日（火）」11～12 行目
		てん末書（校長）	18～20	「6 校長としての反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
		てん末書（教頭）	21～22	「7 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
		てん末書（加害教職員）	23～25	「6 反省」および「7 私が今後改めるべき点」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
文書 27	平成 22 年 2 月 16 日付 け報告書関係（滋賀県 立国際情報高等学校）	てん末書（校長）	31～33	「7. 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名、加害教職員の生年月日」以外の部分
		てん末書（加害教職員）	34～37	「反省点と今後の改善」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
文書 28	平成 21 年 11 月 16 日付 け報告書関係（滋賀県 立彦根工業高等学校）	報告書	38～42	被害児童生徒に関する情報 40 頁 3 行目 42 頁「7 その後の状況」10 行目・15 行目
		てん末書（校長）	43～46	「8 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・保護者の氏名・過去の非行等（「5 該当生徒について」5～6 行目、44 頁 13～14 行目）、加害教職員の住所・職員番号、被害児童生徒に関する情報」以外の部分
		てん末書（加害教職員）	47	「7 反省」以外の部分
		てん末書（校長）	48～50	「8 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・住所・保護者の氏名、加害教職員の住所・職員番号」以外の部分
		てん末書（加害教職員）	51～52	「7 反省」以外の部分
文書 29	平成 23 年 1 月 17 日付 け報告書関係（滋賀県 立八幡工業高等学校）	てん末書（校長）	57～59	「6 校長としての反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・クラス名、加害教職員の反省等の心情（「(3)望月教諭の反省」8～12 行目）」以外の部分
		てん末書（教頭）	60～63	「6 教頭としての反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・クラス名」以外の部分
		てん末書（加害教職員）	64～68	「4. 事象に対してとった処置」、「5. 反省」および「6. 今後の改善すべき点」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・クラス名、加害教職員の反省等の心情（65 頁 17～20 行目・35～36 行目）」以外の部分
文書 30	平成 24 年 8 月 14 日付 け報告書関係（滋賀県 立玉川高等学校）	報告書	69～73	被害児童生徒に関する情報 69 頁「3 事件の状況」13 行目 71 頁「3 事件の状況」11 行目 72 頁 4 行目・22～25 行目
		てん末書（加害教職員）	74	「5 反省」以外の部分
		てん末書（加害教職員）	75～76	「6 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
文書 31	平成 25 年 2 月 15 日付 け報告書関係（滋賀県 立八幡商業高等学校）	報告書	77～84・87	被害児童生徒に関する情報 87 頁 2～11 行目・13～16 行目
		てん末書（加害教職員）	85～86	「5 反省」以外の部分
文書 32	平成 25 年 2 月 22 日付 け報告書関係（滋賀県 立膳所高等学校）	てん末書（加害教職員）	133～134	「2. その後の経過」および「3. 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
文書 33	平成 25 年 2 月 21 日付 け報告書関係（滋賀県 立堅田高等学校）	報告書	135～137	加害教職員等に関する情報 136 頁「5 その他参考事項」4 行目
		てん末書（加害教職員）	138	「5 反省」以外の部分
文書 34	平成 25 年 2 月 21 日付 け報告書関係（滋賀県 立堅田高等学校）	てん末書（加害教職員）	142	「5 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒のイニシャル」以外の部分
文書 35	平成 25 年 2 月 21 日付 け報告書関係（滋賀県 立堅田高等学校）	てん末書（加害教職員）	146～147	「5 反省」を除いた部分のうち「加害教職員の反省等の心情（「4 その後の経過」1～2 行目）」以外の部分
文書 36	平成 25 年 2 月 14 日付 け報告書関係（滋賀県 立北大津高等学校）	てん末書（加害教職員）	151～152	「6 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
文書 37	平成 25 年 2 月 14 日付 け報告書関係（滋賀県 立北大津高等学校）	報告書	153～156	被害児童生徒に関する情報 153 頁「4 事故の概要」5～7 行目 154 頁 1 行目・3 行目・7 行目 8～10 字目・34 行目 156 頁「3 聞き取り内容」5 行目・11 行目 31～33 字目・12 行目・16 行目
		てん末書（加害教職員）	157～159	「6 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・病気や障害の内容に関する情報（「5 その後の経過」7～8 行目）」以外の部分

文書 38	平成 25 年 2 月 21 日付け報告書関係 (滋賀県立東大津高等学校)	報告書	160	被害児童生徒に関する情報 160 頁 「(3) 事故後の対応 (学校の経過)」 5 行目
		てん末書 (加害教職員)	161	「5 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
文書 39	平成 25 年 2 月 20 日付け報告書関係 (滋賀県立瀬田工業高等学校)	報告書	162~165	被害児童生徒に関する情報 164 頁 16 行目・20~21 行目・29 行目
		てん末書 (加害教職員)	166~168	「1 (5) 反省」および「2 (5) 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・クラス名」以外の部分
文書 40	平成 25 年 2 月 18 日付け報告書関係 (滋賀県立大津商業高等学校)	てん末書 (加害教職員)	172	「5 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等」以外の部分
文書 41	平成 25 年 2 月 19 日付け報告書関係 (滋賀県立長浜高等学校)	てん末書 (加害教職員)	176~177	「5. 反省」を除いた部分のうち「加害教職員の病気等に関する情報 (177 頁 5~6 行目)」以外の部分
文書 42	平成 25 年 2 月 19 日付け報告書関係 (滋賀県立長浜高等学校)	てん末書 (加害教職員)	186~187	「5. 反省」以外の部分
文書 43	平成 25 年 2 月 28 日付け報告書関係 (滋賀県立長浜高等学校)	てん末書 (加害教職員)	184~185	「4. その後の経過」および「5. 反省」以外の部分
文書 44	平成 25 年 2 月 21 日付け報告書関係 (滋賀県立伊香高等学校)	てん末書 (加害教職員)	191~192	「5 反省」以外の部分
文書 45	平成 25 年 2 月 20 日付け報告書関係 (滋賀県立長浜農業高等学校)	報告書	193~195	被害児童生徒に関する情報 194 頁 3~5 行目 195 頁 25~29 行目
		てん末書 (加害教職員)	196~197	「5 反省」以外の部分
文書 46	平成 25 年 2 月 20 日付け報告書関係 (滋賀県立長浜農業高等学校)	報告書	198~200	被害児童生徒に関する情報 200 頁 16 行目~26 行目
		てん末書 (加害教職員)	201~202	「5 反省」以外の部分
文書 47	平成 25 年 2 月 22 日付け報告書関係 (滋賀県立八幡工業高等学校)	てん末書 (加害教職員)	206~207	「6 反省および改善点」以外の部分
文書 48	平成 25 年 2 月 22 日付け報告書関係 (滋賀県立八幡工業高等学校)	てん末書 (加害教職員)	211~212	「6. 反省および改善点」以外の部分
文書 49	平成 25 年 2 月 15 日付け報告書関係 (滋賀県立草津東高等学校)	報告書	213~215	被害児童生徒に関する情報 214 頁 1 行目 215 頁 「父親の意見」 3~6 行目 加害教職員等に関する情報 214 頁 2 行目
		てん末書 (加害教職員)	216~217	「5. 反省」以外の部分
文書 50	平成 25 年 2 月 20 日付け報告書関係 (滋賀県立湖南農業高等学校)	報告書	218~221	被害児童生徒に関する情報 218 頁 「(2) 事故の概要」 5 行目・7 行目 220 頁 2 行目 221 頁 「2 概要について」 9 行目・「3 聞き取り対象者の現在の心情について」 8 行目 加害教職員等に関する情報 218 頁 「(2) 事故の概要」 11 行目 219 頁 「4 反省等」 9~11 行目
		てん末書 (加害教職員)	222~224	「5 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・出席番号・成績等の詳細に関する情報 (「3 事故の概要」 8~9 行目)」以外の部分
文書 51	平成 25 年 2 月 12 日付け報告書関係 (滋賀県立八日市高等学校)	てん末書 (加害教職員)	227	「5 反省」以外の部分
文書 52	平成 25 年 2 月 12 日付け報告書関係 (滋賀県立八日市高等学校)	てん末書 (加害教職員)	230	「5 反省」以外の部分
文書 53	平成 25 年 2 月 12 日付け報告書関係 (滋賀県立八日市高等学校)	てん末書 (加害教職員)	233	「5 反省」を除いた部分のうち「加害教職員の反省等の心情 (「4 その後の経過」 4~5 行目)」以外の部分
文書 54	平成 25 年 2 月 12 日付け報告書関係 (滋賀県立八日市高等学校)	報告書	234~235	加害教職員等に関する情報 234 頁 「4 反省等」 1 行目
		てん末書 (加害教職員)	236	「5 反省」以外の部分
文書 55	平成 25 年 2 月 20 日付け報告書関係 (滋賀県立八日市南高等学校)	てん末書 (加害教職員)	239~240	「5 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒のイニシャル」以外の部分

文書 56	平成 25 年 2 月 20 日付け報告書関係 (滋賀県立伊吹高等学校)	てん末書 (加害教職員)	244~245	「5 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等」以外の部分
		てん末書 (加害教職員)	246~247	「5 反省」以外の部分
文書 57	平成 25 年 2 月 20 日付け報告書関係 (滋賀県立伊吹高等学校)	てん末書 (加害教職員)	251~252	「5 反省」を除いた部分のうち「加害教職員の反省等の心情 (「4 その後の経過」5~6 行目)」以外の部分
文書 58	平成 25 年 2 月 20 日付け報告書関係 (滋賀県立伊吹高等学校)	てん末書 (加害教職員)	256~257	「5 反省」以外の部分
		てん末書 (加害教職員)	258~259	「5 反省」以外の部分
文書 59	平成 25 年 2 月 19 日付け報告書関係 (滋賀県立虎姫高等学校)	報告書	260~263	被害児童生徒に関する情報 261 頁 1 行目 加害教職員等に関する情報 262 頁 「4 反省等」14~16 行目
		てん末書 (加害教職員)	264~265	「5. 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・クラス名・部活動における役職およびポジション等」以外の部分
文書 60	平成 25 年 2 月 19 日付け報告書関係 (滋賀県立虎姫高等学校)	てん末書 (加害教職員)	275~276	「5 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・クラス名」以外の部分
文書 61	平成 25 年 2 月 22 日付け報告書関係 (滋賀県立彦根翔陽高等学校)	てん末書 (加害教職員)	280~281	「5 反省」以外の部分
文書 62	平成 25 年 3 月 11 日付け報告書関係 (滋賀県立堅田高等学校)	報告書	282~285	被害児童生徒に関する情報 284 頁 5~14 行目
		てん末書 (加害教職員)	286~287	「5 反省」以外の部分
文書 63	平成 25 年 2 月 27 日付け報告書関係 (滋賀県立聾話学校)	てん末書 (加害教職員)	295~299	「5 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
文書 64	平成 24 年 3 月 8 日付け報告書関係 (滋賀県立安曇川高等学校)	報告書	300~303	被害児童生徒に関する情報 302 頁 4~5 行目・31 行目
		てん末書 (加害教職員)	304~306	「被害児童生徒の氏名・部活動における役職およびポジション等・病気や障害の内容に関する情報 (「3. 内容」22~24 行目)、関係児童生徒の氏名、加害教職員の反省等の心情 (305 頁 37 行目~306 頁)」以外の部分
文書 65	平成 25 年 2 月 19 日付け報告書関係 (滋賀県立長浜高等学校)	てん末書 (加害教職員)	310~311	「5. 反省」以外の部分
文書 66	平成 25 年 5 月 31 日付け報告書関係 (滋賀県立長浜高等学校)	てん末書 (加害教職員)	315~316	「5 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等」以外の部分
		てん末書 (校長)	317~318	「7 反省等」を除いた部分のうち「被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等」以外の部分
		てん末書 (教頭)	319~320	「6 反省等」を除いた部分のうち「被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等」以外の部分
		てん末書 (教諭)	321~323	「5. 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等」以外の部分
文書 67	平成 25 年 10 月 4 日付け報告書関係 (滋賀県立長浜農業高等学校)	てん末書 (加害教職員)	326~327	「5 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒のイニシャル」以外の部分
文書 68	平成 25 年 12 月 26 日付け報告書関係 (滋賀県立国際情報高等学校)	てん末書 (校長)	334~336	「7 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
		てん末書 (加害教職員)	337~341	「4、その後の経過」および「5、反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名、加害教職員の反省等の心情 (「3、概要」18~19 行目)」以外の部分
文書 69	平成 26 年 1 月 17 日付け報告書関係 (滋賀県立国際情報高等学校)	報告書	342~345	被害児童生徒に関する情報 343 頁 2 行目 345 頁 1 行目
		てん末書 (加害教職員)	346~347	「5、反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分
文書 70	平成 26 年 1 月 27 日付け報告書関係 (滋賀県立国際情報高等学校)	てん末書 (校長)	355~360	「5 反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・クラス名」以外の部分
		てん末書 (加害教職員)	361~365	「6、反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名、加害教職員の反省等の心情 (「5、その後の経過」16~17 行目)」以外の部分
		てん末書 (加害教職員)	366~368	「6、反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名・クラス名、加害教職員の反省等の心情 (「5、その後の経過」8~9 行目・368 頁 3~4 行目)」以外の部分
		てん末書 (加害教職員)	369~370	「6、反省」を除いた部分のうち「被害児童生徒の氏名」以外の部分

※頁数は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁のものである。また、報告書およびてん末書には、それぞれの添付資料を含む。